

# 従業員の不法行為と支店長の管理監督者としての責任

南 健悟 北海道大学大学院

## 一 はじめに

本件は、被告Y<sub>1</sub>社の支店の荷さばき場で、被告Y<sub>3</sub>の運転するフォークリフトが業務委託会社の従業員X（原告）に衝突した事故について、Y<sub>3</sub>および使用者であるY<sub>1</sub>社ならびに事故当時の支店長である被告Y<sub>2</sub>に対して損害賠償請求をし、加えて、同支店の構内において、前記Y<sub>2</sub>が首謀者となり、Y<sub>1</sub>社の被告従業員Y<sub>4</sub>も加担して、原告が所属する会社とは別の業務委託会社の従業員がXに対して暴行を加えたことについて、訴外M、Nは直接の加害者として、Y<sub>2</sub>およびY<sub>4</sub>は暴行事件に加担したとして、またM、Nそれぞれ使用者およびY<sub>2</sub>、Y<sub>4</sub>の使用者であるY<sub>1</sub>社に対して損害賠償請求をした事案である（なお、暴行事件の直接の加害者であるM、Nおよびその使用者とはすでに訴訟上の和解が成立している）。本件の特徴は、Y<sub>1</sub>社の使用者としての責任に加えて、事故当時出勤していなかったY<sub>1</sub>社の支店長であったY<sub>2</sub>についても現場管理監督者と

して損害賠償責任を負うとされた点である。従来、会社従業員が事業執行中に他人に損害を与えた場合に使用者である会社が使用者責任（民法七一五条一項）を負うことはもちろんのこと、使用者に資力がないうとき、企業経営の中核的地位にある者（たとえば、代表取締役等）の責任を明確化させるために<sup>1</sup>代理監督者に対して損害賠償請求する事案が見受けられたが、本件はその監督者のなかでも会社支店長を相手にした点が注目される。本判決以外に労働災害関係で代表取締役につき代理監督者責任を追及した事例として、東京地判昭和四五年七月二八日判例時報六一一号五三頁（消極）、福岡地裁小倉支判昭和五五年一月二九日判例時報九六三号七六頁（積極）、東京地判昭和五六年三月一九日判例時報一〇〇九号一二八頁（積極）、水戸地裁昭和五八年七月二九日判例時報一〇九三号一二三頁（積極）があり、他方、本判決と同様中間管理職的地位（現場工事事務所所長）につき責任が追及された事例として、東京地判昭和四四年一〇月二九日判例時報五七九号七七頁（消極）が

挙げられる。<sup>2</sup>

以上の裁判例に加え、本判決により再び代理監督者責任の問題点の一端が顕れたということもできると考えられる。そこで、本稿では、本件支店長であるY<sub>2</sub>の責任を中心に考察することとする。

## 二 事実の概要

被告Y<sub>1</sub>社は運輸事業を主体として手広く事業を営む東京証券取引所一部上場会社であり、他方、原告Xは訴外A社の社員であり、本件車両事故および本件暴行事件の被害者である。

A社は、被告Y<sub>1</sub>社のH支店からH区Jサテライトセンターへの荷物の搬送を行なっており、A社は、その業務をXに担当させていた。XはA社の車両を運転し、H支店に行き、指定された荷物を車に運び込み、H区Jサテライトセンターで下ろすという作業を一人で行なっていた。二〇〇一（平成一三）年七月三一日午前六時過ぎごろ、Xは、Y<sub>1</sub>社のH支店へ行き、荷さばき場において荷物の積み込み作業に従事していたところ、後方からフォークリフトがXに衝突した。当該フォークリフトは被告Y<sub>3</sub>が運転し、バック進行のままXの後ろから衝突した（本件車両事故）。なお、当時支店構内では早朝の荷物の荷さばき作業をする一四〜五名の作業員とボックスが混み合うなかで、Xは仕訳された荷物のボックスを引っ張りながら自分のトラックに積

み込む作業に当たっていた。一方、Y<sub>3</sub>は自らが運転するフォークリフトにより作業に従事していた。Y<sub>1</sub>社では、早朝について、フォークリフトの後進にともなう鳴るバック・ブザーが近隣住民に聞こえないように配慮し、鳴らさないように指導していた。Y<sub>1</sub>社における運転者安全手帳中のフォークリフト安全作業マニュアルには、ボックスを運ぶ時は原則としてバック運転で安全を確認しながら行なうこと、後方の障害物の有無、他の作業者の状況を確認しながら行なうこと、速度を落として、後ろを振り向き慎重に走行すること、倉庫、上屋、屋内での運転には十分気を付けること、必ず指定された場所を走行・作業すること、構内のフォークリフトの走行通路の表示・標識・エリアを厳守し、走行中は人が最優先であることが明記されていた。なお、本件事故当時支店長Y<sub>2</sub>ははまだ出勤していなかった。

さらに二〇〇二（平成一四）年一月一九日、Y<sub>1</sub>社のH支店構内において、他の業務委託会社訴外E運輸および同O社の従業員であった訴外Mおよび同Nによるからかいの興が昂じてNがXを羽交い締めにしたたり、Xに近づいてきたMとXがもみ合いとなり、XがMの指をねじ上げる行為に対してMが痛さに逆上して利き腕の左拳でXの顔を一回殴打する暴行を加えた（本件暴行）。それにより、Xは口から出血し、救急車で病院に搬送された。診断の結果、外傷性歯牙脱臼・歯根骨折により二週間程度の安静を要

するとされ、その後、同時に本件車両事故で痛めた右足についても受診したところ、変形性足関節症と診断された。なお、Xはその後も右手のしびれ感、右足部痛を覚え、数度外来治療を受けていたが、この間、トラック運転中に乗用車に追突されて頸椎、腰椎捻挫と診断されている。

以上のような事実経緯により、Xは本件車両事故につき加害者であるY<sub>3</sub>および使用者であるY<sub>1</sub>社ならびに支店長であったY<sub>2</sub>に対して損害賠償を、そして、Xの雇用主であったY<sub>1</sub>社に対して安全配慮義務違反による債務不履行および不法行為を理由に前記関係者と連帯した損害賠償を求めた。さらに本件暴行事件につき、MおよびNを暴行傷害の直接の加害者として、被告Y<sub>2</sub>は同事件の実質的首謀者として、被告Y<sub>1</sub>は同事件の加担者として、E運輸およびO社およびY<sub>1</sub>社は前記各人の使用者として共同不法行為を理由に連帯した損害賠償を求めた。ただし、Y<sub>1</sub>社ないしY<sub>1</sub>以外の者とは本件各事件について訴訟上の和解が成立している。

なお、Xは、二〇〇四（平成一六）年一月二六日付の本件車両事故による右足の診断書を添付して障害補償一時金を品川労基署長に請求し、二〇〇五（平成一七）年六月二九日に傷害等級を併合一級とした一時金支給決定通知で二六〇万七一九三円（内訳は一時金二二二万七一九三円、定額特別支給金二九万円）を受けており、障害補償給付支給の申請を受けた品川労

基署長は、Xとの面談結果および地方労災医員の障害認定に関する意見を参考に後遺障害の程度を併合一級と認定されている。

### 三 判旨 一部認容、一部棄却

#### 1 本件車両事故によるY<sub>3</sub>、Y<sub>2</sub>およびY<sub>1</sub>社の不法行為の成否

「前記認定事実によれば、被告Y<sub>3</sub>はフォークリフトを早朝の荷さばき作業を行う作業員と荷物の満載されたボックスが混在するPビル地下一階構内をバック・ブザーのスイッチを切り鳴らさないで後進走行し、当該車両の存在に気が付かずに自分のトラックに積むためのボックスを後ろ向きに引こうとしていたXの背後に衝突させて、同人に主として右足部の傷害を負わせたものであることが認められる。……フォークリフトの走行警告音がならないことを原告が知っていたとしても被告Y<sub>3</sub>の車両走行に当たっての注意義務が軽減されるものではなく、事故のあった構内でルールとしてフォークリフト稼働中は作業員の仕分けあるいは荷さばき作業が禁止されていたかどうかは定かでないものの、人と荷物ボックスの混み合う場所をフォークリフトの運転手である被告Y<sub>3</sub>が後方を確認せずにかもバック・ブザーを鳴らさずに走行したのには、前記認定事実を照らして過失が認められる

ものというべきである。

「それゆえ、使用者である被告Y<sub>1</sub>社も被告Y<sub>3</sub>と連帯して、Xが被った怪我による損害賠償請求について連帯して不法行為責任を負い、前記認定事実の事実関係によれば、H支店の当時の支店長であった被告Y<sub>2</sub>は構内現場の管理監督者としての責任を同様に被告Y<sub>3</sub>と連帯して負うものというべきである。被告らは、事故当時に被告Y<sub>2</sub>が未だ出勤していなかったこと、安全教育を実施していたことを主張するが、フォークリフトのバック・ブザーについての指導・管理、構内における作業員の荷さばき作業とフォークリフトの稼働の棲み分けについての指導・管理などの点について現場管理監督者である被告Y<sub>2</sub>の指導の不徹底及び管理不行届があったものと評価できるし、事故当時の出勤いかんは上記判断に消長を来さない。」

## 2 本件車両事故に起因する損害状況および賠償金額について

「裁判所は、……双方からの提出証拠及びX本人が訴えている症状をも勘案して一級相当の後遺障害が本件車両事故によるXには存在すると認定したものである。一般的には裁判所は行政機関である労働基準監督署長の認定した障害等級に拘束されるものではないが、上記のような調査嘱託結果や申請に当たった社会保険労務士の本件車両事故の障害等級に関する供述には特に疑問な点があるわけではなく、Xの診療

にあたった医師の各診断書や各カルテに照らしても裏付けられたものと考えられるのでこれに従うのが相当とすべきである。」として、過失相殺一割と認定して、合計一五二〇万七八一円を認容した。

## 3 本件暴行に関する共謀の有無

「Xが本件暴行事件の共謀の根拠としている事情は、いずれもX本人の供述のほかにはそれを客観的あるいは第三者の供述によって裏付けるものがなく、本件証拠上積極的な認定をするには不十分であるものといわざるを得ない。」として、暴行事件については被告Y<sub>2</sub>およびY<sub>1</sub>のXに対する不法行為を認めることはできないとした。

## 四 検討

### 1 従業員の不法行為と使用者責任

本件は、Y<sub>1</sub>社の従業員であるY<sub>3</sub>が事業場内でフォークリフトを運転中、業務委託先のXと誤って衝突し、ケガを負わせた事案である。したがって、Y<sub>3</sub>につき民法七〇九条の不法行為責任がY<sub>1</sub>社について民法七一五条一項の使用責任が問題となる。Y<sub>1</sub>社の使用者責任の前提として、従業員であるY<sub>3</sub>の不法行為の要件が満たされることが必要となる<sup>3</sup>。そこで、本件で問題となつたのはY<sub>3</sub>の過失の有無である。被告Y<sub>1</sub>社および

Y<sub>3</sub>は、労働安全衛生規則一五一条の三にもとづき作業計画を定めて作業しており、他方、作業員との衝突防止等、事故防止のため黄色のペイントによってフォークリフトの通行路が指示区分されていたにもかかわらず、Xが当該通行路に侵入して生じた事故であるとして過失はないと主張した。

しかし、あくまで労働安全衛生規則は作業計画一般を規定したものであることから鑑みれば、当該作業計画に従って作業を行っていたとしても、それによっても事故が生じた場合には無過失による事故であると直接には考えられず、事故当時の具体的な状況を把握すべきであろう。

そして、Y<sub>3</sub>の過失が認定されれば、つぎに民法七一五条一項の使用責任をY<sub>1</sub>社が負うことになるかどうかを判断することになる。民法七一五条一項の「事業の執行について」の判断枠組みについては、取引行為の不法行為と事実行為の不法行為の場合に分け、従業員の自動車事故のような事実行為による不法行為の場合には、被害者保護を図りつつ、選任・監督上のコントロールを及ぼしえない場合にまで責任を負わせるのは使用者責任の趣旨に合致しないことを理由に、使用者の支配領域内の危険に由来するか否かで判断されると解される<sup>4</sup>。そのように考えれば、本件では運輸会社の支店構内における、それも積荷運搬等を目的としてフォークリフトを運転しているなかで発生した事故であることからすれば、容易に「事業の執行について」が

認められ、本判決もそれに従っているものといえ、妥当な結論であると考えられる。

なお、本件ではXがフォークリフトの稼働領域（黄色の枠線で囲まれた場所）に侵入したり、フォークリフトの走行警告音が鳴らないことを知っていたことを理由にY<sub>3</sub>に過失はないと主張されている。それに対して裁判所の判断として、まず事実認定として黄色の枠線内に侵入していたかどうかは定かではなく、フォークリフトの走行警告音が鳴らないことをXが知っていたとしてもY<sub>3</sub>の注意義務が軽減されるわけではないと判示している。もし、実際にXが稼働領域に侵入していた場合にはいわゆる交通事故における信賴の原則が適用しうるか、という問題があるが、通常の交通事故の事案で赤信号で横断してきた歩行者をはねた場合には適用を認めなかった事例（大阪地判昭和五三年九月一八日交通事故民事裁判例集一一巻五号一三四〇頁）もあり、また、対歩行者においては事実上、信賴の原則を適用することができないと指摘されていることからすれば、後方確認を怠った点について信賴の原則を適用して無過失であると判断されることはないと思われる。したがって、この部分についても妥当な結論であると考えられる。

## 2 支店長Y<sub>2</sub>の管理監督者としての責任

### (1) 支店長Y<sub>2</sub>の責任の根拠

本件における最大の特徴は、フォークリフト

を運転していたY<sub>3</sub>およびその使用者であるY<sub>1</sub>社以外に、支店長Y<sub>2</sub>に対しても損害賠償責任を肯定した点である。本件では、適用法条が判決文中に現れていない。そのため、支店長Y<sub>2</sub>の責任は民法七一五條二項の代理監督者責任であるのかはつきりしない。判決文においては「前記認定事実の事実関係によれば、H支店の当時の支店長であった被告Y<sub>2</sub>は構内現場の管理監督者としての責任を同様に被告Y<sub>3</sub>と連帯して負うものというべきである。」とするのみである。ここで裁判所が認定した「前記認定事実」を見るに、Y<sub>3</sub>は本件事故当時、被告Y<sub>1</sub>社のH支店の支店長をしていた、ということと、被告Y<sub>3</sub>は支店長であった被告Y<sub>2</sub>のもとでビル構内のフォークリフト運転などの作業に従事していた旨があるだけである。

たしかに、これだけでは断定することはできないが、ここではあくまでY<sub>2</sub>が支店長で構内現場の管理監督者の地位であったこと、そして、そのもとで被告Y<sub>3</sub>がフォークリフト作業に従事していたということから推測するに民法七一五條二項における「使用者に代わって事業を監督する者」であるか否かが争われたのではないかと思われる。

民法七一五條二項は、いわゆる「代理監督者責任」と呼ばれ、使用者責任の一種である。民法七一五條二項は「使用者に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。」と規定するが、本項でもっとも問題になるのが「使用者に代わ

って事業を監督する者」の意義である。そこで、以下からは代理監督者責任に関する従来の解釈とその問題点を紹介し、それらをふまえて本判決を検討したい。

### (2) 「代理監督者」の意義に関する裁判例、学説の変遷<sup>5)</sup>

まず、起草者が考える代理監督者責任とは具体的に何なんだったのかを確認したい。梅謙二郎博士は、代理監督者責任について「主人カ番頭ヲ置ケル場合ニ於テ其番頭カ丁稚ノ監督ヲ怠リタル為メ其丁稚カ不法行為ヲ為スニ至リタルトキハ其番頭モ亦責任ヲ負ハサルコトヲ得ス」とし、起草者の考えに従えば、本件のような場合については支店長は代理監督者責任を負わされることになるだろうと思われる。

つぎに、初期の裁判例を見ていくが、大正後期まで代理監督者責任に関する問題が表面に現れてこなかったということをまず指摘しておく<sup>6)</sup>。これは従来から代理監督者責任についてもっとも問題となっていたのは会社の代表権のある取締役であったということ、大正後期までの民法七一五條一項の使用者責任の解釈に関係がある。すなわち、代理監督者責任が問題となる大正後期以前においては、取締役（現在の代表取締役にあたる）が民法七一五條一項の使用者として責任を負い、民法四四條一項によって法人自体の不法行為を認めていたのである<sup>7)</sup>。なぜ、このような理論構成を採用していたのか

というと、法人自体が選任・監督という行為をすることができないという理解があったからだと考えられている<sup>10)</sup>。しかし、大正時代に入ると、少しずつ変遷を遂げ、民法七一五条一項の使用は会社という法人であると解釈されるようになる<sup>11)</sup>。すると、会社形態で事業を行なっている場合、その従業員が事業の執行中に第三者に損害を与えたときは、会社が民法七一五条一項責任、従業員は民法七〇九条責任を負い、場合によってはその他の者が民法七一五条二項の代理監督者責任を負うことになったのである<sup>12)</sup>。このように裁判例は変遷を遂げてきたが、今度は民法七一五条二項の代理監督者とは誰を指すのが問題となった。この点について、大審院は法人の代表機関に代理監督者責任を負わせるようになるのである<sup>13)</sup>。すなわち、大判大正一〇年六月七日は「民法七百十五條二項ニ所謂使用者ニ代リテ事業ヲ監督スル者トハ所論ノ如ク契約ニ因リテ使用者ノ為メニ事業監督ノ任ニ当ル者ノミナラス使用者カ法人ナル場合ニ於テハ理事其他ノ代表機関ニシテ事業ノ監督ヲ為ス者ヲモ包含スト解スヘキモノトス」としたうえで、その理由を以下のように述べる。法人の理事などの代表機関が事業の監督について相当の注意をしなかったことよって、法人の被用者に事業の執行について他人に損害を与えたときは、一面においては法人にその損害を賠償させ、同時に理事などの代表機関が自ら独立の人格者として別に同一の賠償責任を負担しなければならない。

そうでなければ、理事などの代表機関は法人の一部としてその觀念のなかに埋没してまったくその存在を喪失してしまう不当の結果となる。そして、被害者保護という観点からも法人自体による賠償に加えて代表機関による賠償があればなお良いからと説明する。そして、一般に学説も法人の代表機関が被用者の選任監督を直接担当していたか否かにかかわらず、代表機関に代理監督者責任を負わせようとする点について賛意を示すものも少なくなかった<sup>14)</sup>。

ところが、以上のように解してきた裁判例が昭和三〇年代に至ると再び変化するようになる。すなわち、下級審裁判例のなかに「代表機関＝代理監督者」と解するのではなく、「現実」に「被用者（従業員）の監督を担当していた場合にのみ、代表機関を代理監督者と解するようになるのである<sup>15)</sup>。そして、最判昭和三五年四月一日最高裁判所民事判例集一四卷五号八六三頁・最判昭和三八年六月二八日判例時報三四四号三六頁・最判昭和四二年五月三〇日最高裁判所民事判例集二一巻四号九六一頁という一連の最高裁判決において、代理監督者の意義が述べられるのである。最高裁は代理監督者の意義について、以下のように述べる。「民法七一五條二項にいう『使用者ニ代リテ事業ヲ監督スル者』とは、客觀的に見て、使用者に代り現実に事業を監督する地位にある者を指称するものと解すべき」である。結局、代表取締役等法人の代表者であることだけをもって代理監督者とされるので

はなく、現実に不法行為をした被用者（従業員）を監督していたときに限り代理監督者責任を負うとしたのである。しかし、ここで最高裁は代理監督者責任の意義を述べたが、そのように解する根拠を述べていない。ただ、このように解する理由として、最判昭和四二年五月三〇日の原審判決である東京高判昭和三八年一月二七日高等裁判所民事判例集一六卷八号七三四頁が参考になるだろう。同判決は「若し反対に、民法第七一五條二項に謂う監督者の中には当然に法人の代表者を包含すると解するならば、法人が同条一項によつて責任を負担する場合は、その代表者は具体的に選任監督に当たっているとな否とを論ぜず同条二項によつて責任を負担する結果となり、斯くては個人たる代表者の責任を著しく加重し、不法行為に因る損害賠償責任について民法の現に立脚する有責主義の原則と離れ過ぎるのみならず、職務・責任の分化する法人機構の実際にも著しく合致しない結果となるであらう」とする。このように大審院の解釈を変更した理由として、一般に加藤一郎教授による影響が大きいといわれている<sup>16)</sup>。

そして、昭和四二年判決以降、代理監督者の意義について、多数の裁判例は「客觀的に見て、使用者に代り現実に事業を監督する地位にある者」とする昭和四二年判決を引用するなどして、代理監督者であるか否かを判断しているようである<sup>17)</sup>。

(3) 「客観的に見て、使用者に代り現実に事業を監督する地位にある者」とする最高裁判決に対する学説の反応とその後の裁判例

おそらく通説的見解は前記昭和四二年判決と同様、代理監督者とは「客観的に見て、使用者に代り現実に事業を監督する地位にある者」と解していると思われる<sup>18</sup>。現実に監督するからこそ加害行為による損害発生の危険を予見し回避することが可能である点にその根拠を求め、この考え方からすると、民法七一五条二項の代理監督者責任は監督者の自己責任であつて、一般不法行為に近づくことになると説明される<sup>19</sup>。

他方、第二の見解として、前記昭和四二年判決に従いつつも、より客観的に代理監督者をとらえようとする立場もある。すなわち、「客観的に見て」という点を重視し、より一歩進めて「現実に事業を監督すべきあつた者」を代理監督者とするものである<sup>20</sup>。これは、実際には現実に事業を監督すべき地位であつたにもかかわらず、事業を監督していなかつた場合に、代理監督者ではないとの理由で免責されることは不当であることを理由とする。

また、第三の見解として、やはり代理監督者について前記昭和四二年判決を支持しつつも、会社社内において職制・業務分掌等により下位の監督者に対して被用者（従業員）の選任・監督の権限を委譲するケースが多いことに鑑み、このように重畳的な監督関係があるような場合については、被害者保護の観点から下位監督者の

故意・過失を上位代理監督者の故意・過失と同視する見解もある<sup>21</sup>。この見解によると、部長・工場長・現場主任等については具体的な選任・監督の権限を有し、被用者（従業員）の日常業務執行を指揮・監督する地位にあれば代理監督者と言えるが、実質的・基本的にはより上位の代理監督者の補助代行者にとどまるときは、独立の代理監督者に値せず、上位代理監督者のみが責任を負うとする<sup>22</sup>。

一方で、以上の学説とは異なり、前記昭和四二年判決とはまったく別の基準を用いる学説もある。一つは、現実に被用者を選任・監督していたか否かで判断せず、選任・監督の責を負うべき関係にあつた者を代理監督者とする説である<sup>23</sup>。これは、会社が無資力の場合や、損害が強制保険金額をはるかに超えた場合など、代表機関が有資力であるのに、現実に選任・監督を担当していなかつたということを理由に免責されると、現実に選任・監督をなしていた者が有資力でない限り、被害者保護に欠け、不公平であることを理由とする<sup>24</sup>。

つぎに、代理監督者とは法人の実質的利益の帰属者を指すとする説である<sup>25</sup>。この見解は、代理監督者を現実に事業を監督する者であるとする。前記昭和四二年判決やそれを支持する学説においては、下位の被用者（従業員）に責任を負わせる可能性が高くなり妥当ではないという問題意識を出発点とする。そして、この見解は民法七一五条一項と二項を整合的に解釈すること

ができるし、利益を享受していない下位の監督者がより下位の被用者の不法行為について責任を負わされることはなくなるとする。この見解は使用者責任が報償責任に根拠を有するということを前提に、代理監督者責任についても報償責任によつて根拠づけようとする立場である。

このように前記昭和四二年判決後も学説において「代理監督者」の意義について争われてきたが、それはなぜだろうか。それは、前記昭和四二年判決のように代理監督者を「客観的に見て、使用者に代り現実に事業を監督する者」と解すると、下位の監督者になればなるほど——逆に言えば、不法行為をした従業員に近づけば近づくほど、代理監督者責任が問われやすくなる<sup>26</sup>——ということに対する抵抗感があるからである。

前述した第一の見解のように、現実に監督するからこそ加害行為による損害発生の危険を予見し回避することが可能であることを根拠にし、監督に現実性を要求すれば、そのような結論に至ることになる。たとえば、裁判例においても、最判昭和三八年六月二八日判例時報三四四号三六頁は木材会社の営業所の事業を監督すべき地位にある者（営業所長）が、経理業務に従事する従業員に自分の認印を預け、営業取引上の預金の出し入れ等を任せていた場合、当該従業員がその認印等を冒用して手形を偽造した行為について、その営業所長は当該手形偽造による不法行為につき代理監督者として責任を負うとした事案、所属営業担当従業員を直接監督すべき

立場にあった「貴金属延べ勘定取引」を行なう会社の支店長は、代理監督者として、その従業員の違法な勧誘行為によって勧誘された者が被った損害を賠償する責任を負うとした札幌地判昭和五九年五月二四日判例時報一一三七号一三五頁、そして、学習塾を経営する会社の担当者が違法な勧誘行為を行なった事件で、当該会社の支店長は、当該担当者の上司として、使用者である会社に代わって現実にその事業の執行を監督する地位にあったとして、担当者と右会社と連帯して加盟店が被った損害の賠償義務を負うとされた福岡地判平成六年二月一八日判例時報一五二五号一二八頁がある。

(1) (2)において見てきたように、代理監督者責任を問われることが多く、もつとも問題となっていたのは会社の代表取締役であるような最上位の監督者である。しかしながら、昭和四二年判決が提示する代理監督者の意義は、上位監督者である代表取締役などの責任を免責させやすくする一方で、下位監督者である中間管理職的な地位に立つ者に責任を負わせやすくする。

このような状況に対しては、前記昭和四二年判決を支持する見解のなかでも、前述のとおり下位監督者の故意・過失を上位監督者の故意・過失と同視し、下位監督者が実質的・基本的に上位監督者の補助代行者にとどまるような場合には、独立の代理監督者とせず、上位監督者のみが代理監督者責任を負うとしたり、他方で、民法七一五条一項但書による免責を代理監

督者責任については広げるべきであるとしたりして、下位監督者に責任を負わせないように解してきた<sup>25)</sup>。

#### (4) 本判決の検討

本判決は、先ほど述べたような中間管理職的な下位監督者である支店長が構内現場の管理監督者として責任を問われ、肯定された事例であって、従来から学説が問題視していたような事例である。前記昭和四二年判決の枠組みによるならば、Y<sub>2</sub>は事故発生場所の管理者である支店長として現実に事業を監督する者となるのであり、責任が肯定されてもおかしくはない。また、先に紹介したような事案においても、代理監督者であることを認める根拠について、小規模な支店・営業所であり担当従業員が少人数であったとか、不法行為をなした従業員の直接の上司であったというようなことを挙げているだけである。すると、本判決のように単純に「H支店の当時の支店長であった被告Y<sub>2</sub>は構内現場の管理監督者として」責任を負うと判示したこと自体は決して目新しいことではないように思われる。ただ、そのように簡単にY<sub>2</sub>の代理監督者性を認めたのは、被告Y<sub>2</sub>が代理監督者に当たるか否かについて明示的に争わず、もっぱらY<sub>3</sub>の過失の有無およびY<sub>2</sub>の選任監督についての注意義務違反の有無について争ったことにあるように思われる。つまり、Y<sub>3</sub>に過失がないとされれば、基本的に使用者責任や代理監督者責任を負うこ

とはないとされるから、その根本のY<sub>3</sub>の過失を争い、加えて民法七一五条一項但書の免責を主張したのである。そのような主張立証に係る経緯によって、Y<sub>2</sub>の代理監督者性についてはとくに理由もなく、「構内現場の管理監督者として」責任を負うと判示したのではないかと考えられる。

また、民法七一五条一項但書にいう免責要件すなわち、選任監督について相当の注意をしたかどうかについて、Y<sub>2</sub>は『フォークリフト安全作業マニュアル』に準拠し、安全教育を実施していた」と主張するのみで、より具体的な選任監督について相当な注意をなしたと主張していないように思われる。そのようなこともあって、裁判所は「フォークリフトのバック・ブザーについての指導・管理、構内における作業員の荷さばき作業とフォークリフトの稼働の棲み分けについての指導・管理などの点について現場管理監督者である被告Y<sub>2</sub>の指導の不徹底及び管理不行届があったものと評価できる」とするだけで責任を肯定した。

たしかに、Y<sub>2</sub>の主張立証に若干の問題もあつたようにも思われるが、そもそも代理監督者責任というのは被害者保護のための政策的責任と解されていることからすれば、本判決のようにY<sub>1</sub>社（使用者）が東京証券取引所一部上場会社であるような場合に、被害者保護の観点から使用者および加害者以外に責任を肯定する意味がどこまであるのか、疑問の余地なしとし



ない。すると、使用者であるY<sub>1</sub>社および加害従業員Y<sub>3</sub>以外の者について、共同不法行為（民法七一九条）等が成立するような場合であれば格別、本件のように、そうではない、それも支店長のような中間管理職的が責任追及されている場合には代理監督者責任を肯定するためにはより慎重な判断が求められるべきである。<sup>29)</sup> [一]で紹介した労働災害の場合に代理監督者責任を追及された事案をみても、東京地裁昭和四四年一〇月二九日を除き、ほとんどが代表取締役の責任が追及されている。そのことからしても基本的に本判決の被告Y<sub>2</sub>のように中間管理職的地位にある者の代理監督者責任は、同族会社における代表取締役とは違い、より慎重な判断を必要とすると考えられる。学説も、前述したように前記昭和四二年判決に従いつつも、下位の監督者に責任を負わせることをなんらかの方法によって回避しようとする。このことは使用者責任が報償責任に基礎づけられていることと無関係ではない。民法七一五条一項の使用責任について、報償責任の観点から無過失責任に広く解釈する一方で、従業員の不法行為責任を容易に肯定する方向に向かうことに対して、同三項の求償権の範囲を制限して従業員不法行為責任を緩和しようしたり、他方で単純に法人自体についても民法七〇九条によって責任を負わせようとしてきた。ところが、民法七一五条二項の代理監督者責任という場面になると、損害発生回避可能性という観点から他の従業員で

ある代理監督者に責任を負わせられるとしてきたが、これでは使用者責任を報償責任によって基礎づけている同一項責任の議論と一貫性がなないように思われる。

したがって、以上のようなことをふまえて本判決を検討するに、基本的に支店長であるY<sub>2</sub>の責任について単純に支店長（構内現場の管理監督者）であったことを理由に肯定した点に問題があるように思われる。もし、肯定するのであるならば、より詳細に、少なくともどのような管理監督を行っていたのか、安全教育をどのように行っていたのか、そもそもY<sub>2</sub>はどのような権限を有していたのかを認定する必要があるのではないかと考える。

ところで、本判決においてはY<sub>2</sub>はまだ出勤しておらず責任を負わない旨を主張したが、裁判所は事故当時の出勤いかんは関係ない旨を判示している。<sup>[二]</sup>で紹介した事案のうち、代表取締役につき代理監督者責任を追及された事案であるが、東京地判昭和四五年七月二八日は南水洋における捕鯨作業中に作業員が転落死した事故について日本にいた代表取締役の代理監督者責任を否定している。しかし一方で、福岡地裁小倉支判昭和五五年一月二九日は船舶乗船中の従業員が喧嘩抗争により傷害を負った事案で、代表取締役の代理監督者責任を肯定している。前記昭和四二年判決のいう「現実」という点で判断されると考えられるが、この「現実」は実際に不法行為が発生したところに存在して

いる必要はないようである。<sup>30)</sup> したがって、その点で本判決においてY<sub>2</sub>の出勤いかんは関係がないと判示したことは理解しうる。

最後に、本件においてY<sub>2</sub>の責任を追及する実益はどこにあったのか、ということが改めて問われなければならないだろう。代理監督者責任は、たとえば使用者である会社が小規模な会社でもそもそ無資力のような場合に、被害者保護の観点から使用者である会社以外の者に責任を認めうるものであるが、そのような場合以外については基本的に代理監督者責任を問うことは、使用者責任が報償責任にもとづく責任であることからすれば、やはり慎重でなければならぬだろう。代理監督者責任を追及するにしても、小規模会社の代表取締役等、報償責任等の観点からある程度正当化しうるような立場にある者に対して追及できるとすることはまだ疑問の余地は少ないが、本件のようにY<sub>2</sub>のような一介の支店長に対して責任を肯定することは基本的に認められるべきではないと考える。

(1) 神田孝夫「不法行為責任の研究」(一粒社、一九八八年)一六七頁。

(2) なお、代理監督者責任ではなく民法七〇九条によって代表取締役の責任を追及された事例として横浜地裁小田原支判平成六年九月二七日判例タイムズ八九五号一二五頁(積極)がある。この判決は、クレーンを用いて原木をトラックに積み込み作業中の者が、ワイヤロープが解けて落下した原



木が頸部に当たって負傷した事故について、勤務会社と代表取締役の安全配慮義務違反による損害賠償責任が認められた事例のようであるが、裁判所は本件代表取締役は原木の積み込み作業の指揮監督を行っていた者として、被告会社に安全配慮義務を尽くさせるよう注意すべき義務があるとして、その注意義務違反によって責任を肯定したものである。この判決について、井上正範「使用者の代表者の責任」林豊Ⅱ山川隆一編『新・裁判実務大系第一七巻 労働関係訴訟法Ⅱ』（青林書院、二〇〇一年）三六五頁は民法七一五条二項責任とは言い難いと評する。

(3) 内田貴『民法Ⅱ（第二版）』（東京大学出版会、二〇〇七年）四六八頁。

(4) 加藤一郎『不法行為（増補版）』（有斐閣、一九七四年）一八二頁、内田・前掲註(3) 四六五頁。

(5) 片岡聰『改訂増補過失の認定』（東京法令出版株式会社、一九九〇年）一七六頁参照。なお、対歩行者についても信頼の原則の適用可能性について触れるものとして、篠田省二「信頼の原則」吉田秀文Ⅱ篠崎勤『裁判実務大系第八巻 民事交通・労働災害訴訟法』（青林書院、一九八五年）一三九頁。

(6) 塩田親文Ⅱ吉川義春「総合判例研究叢書商法(11)」（有斐閣、一九六七年）三四三頁以下、神田・前掲註(1) 一四三頁以下が詳細に論じている。本稿もそれらによるところが多い。

(7) 梅謙二郎『民法要義巻ノ三』（明法堂、一九九八年）八八三頁。

(8) 神田・前掲註(1) 一四四頁。

(9) 大判明治三四年二月二〇日（刑録七輯一一巻一〇五頁）、大判大正二年一月一日（新聞九二一号二六頁）など。

(10) 神田・前掲註(1) 一四四頁。

(11) 大判大正二年二月五日民録一九輯五七頁、大判大正九年六月二四日民録二六輯一〇八三頁、大判大正一〇年六月七日刑録二七輯五〇六頁など。

(12) 神田・前掲註(1) 一四四頁、塩田Ⅱ吉川・前掲註(6) 三五二頁。ただし、このような理論構成に対して批判するものとして倉澤康一郎「東京地判昭和三十三年一月二三日判批」法学研究三四巻三号（一九六一年）六九頁。

(13) 大判大正一〇年六月七日刑録二七輯五〇六頁（有限責任販売組合農業倉庫（法人）の理事が代理監督者に当たるとされた事案）。

(14) 鳩山秀夫『日本債権各論下巻』（岩波書店、一九二四年）九二〇頁。

(15) 東京地判昭和三四年九月八日下級裁判所民事裁判例集一〇巻九号一八九五頁、東京高判昭和三八年一月二七日高等裁判所民事判例集一六巻八号七三四頁。前者の裁判例は代理監督者責任を追究するためには、単に使用者たる法人の代表者であることだけでは足りず、さらに被用者の事業の執行を監督する関係にあることを必要とするとし、後者の裁判例は代表者が具体的に事業の監督をなしている者であることを主張立証すべきであるとす。

(16) 神田・前掲註(1) 一四六頁、塩田Ⅱ吉川・前

掲註(6) 三五七頁。加藤教授は「理事が法人の機関として当然に責任を負うのではなく、具体的に被用者の選任・監督を担当しているかぎりにおいて、代理監督者として責任を負うものである」と述べる（加藤一郎『不法行為』（有斐閣、一九五七年）一八八頁）。

(17) たとえば、大阪地判平成一〇年一月三〇日交通事民事裁判例集三一巻六号一七八九頁、福岡高判平成八年九月二六日判例タイムズ九二八号一七三頁、大阪地判平成七年一〇月一三日先物取引裁判例集一九号六八頁、神戸地判平成六年一月二九日交通事民事裁判例集二七巻六号一七六八頁、大阪地判平成六年八月二四日交通事民事裁判例集二七巻四号一〇七六頁、大阪高判平成四年六月二四日判例時報一四五一号一六六頁など。

(18) 加藤・前掲註(16) 一八八頁、四宮和夫『不法行為』（青林書院、一九八五年）七〇七頁、平井宜雄『債権各論Ⅱ』（弘文堂、一九九二年）二四一頁。

(19) 平井・前掲註(18) 二四一頁。

(20) 沢井裕「最判昭和三五年四月一四日判批」民商法雑誌四三巻四号（一九六一年）六〇七頁、横山長「最判昭和四二年五月三〇日判批」法曹時報一九巻九号（一九六七年）一七三頁、淡路剛久「最判昭和四二年五月三〇日判批」法学協会雑誌八五巻五号（一九六八年）一二五頁。

(21) 三善勝哉「代理監督者」判例タイムズ二六八号（一九七一年）九七頁。

(22) 三善・前掲註(21) 九八頁。

(23) 谷口知平「最判昭和四二年五月三〇日判批」民

商法雑誌五七卷六号（一九六八年）九六二頁。

(24) 谷口・前掲註(23) 九六一頁、九六二頁。

(25) 神田・前掲註(1) 一六〇頁、森島昭夫「使用者責任」ジュリスト九一八号（一九八八年）八九頁、原田卓「いわゆる下位監督者の代理監督者責任」東京三弁護士会交通事故処理委員会編『交通事故訴訟の理論と展望』(ぎょうせい、一九九三年) 一五二頁。

(26) 原田・前掲註(25) 一五二頁。

(27) 四宮・前掲註(18) 七〇七頁、平井・前掲註(18) 二四一頁、吉村良一『不法行為法(第三版)』(有斐閣、二〇〇五年) 二〇四頁。なお、協同組合の經理担当者が手形を偽造した事案につき、協同組合の代表理事について代理監督者とせず、經理担当者を選任・監督していた協同組合の専務理事を代理監督者と認定するも、選任・監督について注意を払っていたとして免責を認めた事例として東京地判昭和五六年三月二五日判例時報一〇一六号八一頁がある。

(28) 山田博「代理監督者責任」判例タイムズ二二二号（一九六七年）七六頁。

(29) 新川晴美『労働災害の法律実務』(中央経済社、一九七九年) 二〇七頁。新川弁護士は、代理監督者責任が肯定されるための要件として、①取締役やそれに準ずる実権を有する者で、事業の大部分または重要部分について専権的な実権を有し、②当該実権が担当事業に必要な人的、物的措置を自らの権限で措置しうる程度の内容を有し、③加害の原因となった労働者と、その労働者の行なう作

業を実際に指揮監督する立場にある者という要件を提唱する。これらの要件について好意的に評価するものとして、古久保正人「代理監督者の責任」吉田秀文Ⅱ塩崎勤編『裁判実務大系第八卷 民事交通・労働災害訴訟法』(青林書院、一九八五年) 四七四頁。

(30) 交通事故訴訟において代理監督者責任が問題となった事案では、交通事故時に同乗していなかったとしても代理監督者責任を負わされた事例は枚挙にいとまがない。

(みなみ けんこ)